

国立研究開発法人国立環境研究所育児休業、介護休業等に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 8 号

平成 20 年 11 月 12 日 一部改正

平成 22 年 6 月 12 日 一部改正

平成 23 年 3 月 31 日 一部改正

平成 26 年 3 月 14 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 28 年 12 月 26 日 一部改正

平成 30 年 3 月 15 日 一部改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 1 月 27 日 一部改正

令和 4 年 9 月 30 日 一部改正

令和 5 年 3 月 30 日 一部改正

令和 7 年 3 月 15 日 一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 33 条の規定及び国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平 18 規程第 3 号。以下「任期付職員就業規則」という。）第 33 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員及び任期付職員（以下「職員等」という。）の育児休業、介護休業等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 この規程に定めのない事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号の用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 育児休業：職員等が同居している当該職員等の3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員等が当該職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員等が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員等が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準じる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。
- 二 出生時育児休業：育児休業のうち、第11条から第16条までに定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。以下同じ。）の期間内に4週間以内の期間を定めてする休業をいう。
- 三 育児部分休業：職員等が同居している当該職員等の小学校就学の始期に満たない子を養育するために、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員等の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行う休業をいう。
- 四 育児短時間勤務：職員等が同居している当該職員等の小学校就学の始期に満たない子を養育するために職員就業規則第18条第1項又は任期付職員就業規則第18条第1項に定める所定労働時間について、4週間毎の期間につき1週間あたり20時間に短縮して勤務することをいう。
- 五 要介護状態：負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。
- 六 家族：配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫その他職員等と同居している者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子に限る。）をいう。
- 七 介護休業：職員等が一の家族毎に3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で、一の継続する要介護状態にある当該家族を介護するためにする休業をいう。ただし、当該家族について介護部分休業を取得したことがある職員等については、その介護部分休業を取得した日数を通算して6箇月を超えない範囲内までとする。
- 八 介護部分休業：職員等が一の家族毎に3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で、一の継続する要介護状態にある当該家族を介護するために、1日を通じ、

始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内で介護に必要とされる時間について、1時間を単位として行う休業をいう。ただし、当該家族について介護休業を取得したことがある職員等については、その介護休業を取得した日数を通算して6箇月を超えない範囲内までとする。

九 介護時間：職員等が一の家族毎に、連続する3年の期間（介護休業及び介護部分休業と重複する期間を除く。）内において、一の継続する要介護状態にある当該家族を介護するために、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間を超えない範囲内で介護に必要とされる時間について、30分を単位として取得する時間をいう。

十 早出遅出勤務：職員等が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護するために、1日の所定労働時間を変更することなく、始業及び終業の時刻を午前7時から午後10時までの範囲内で定める勤務をいう。

第2章 育児休業等

第1節 育児休業

（育児休業申出の手続等）

第4条 職員等は、育児休業（出生時育児休業を除く。以下第16条まで同じ。）をしようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）等を記載した育児休業申出書により理事長に育児休業開始予定日の1箇月前までに申し出ること（以下「育児休業申出」という。）により、育児休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることはいできない。

一 労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた職員等であるとき。

二 育児休業申出に係る子（双子以上の場合も一子とみなす。以下同じ。）が3歳に達する日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に、当該子を養育するために2回の育児休業をしたとき。ただし、当該子について、次に掲げる事情が認められるときを除く。

イ 育児休業申出をした職員等について、職員就業規則第35条第2項若しくは第3項又は任期付職員就業規則第35条第2項若しくは第3項に定める就業制限（以下「産前産後の就業制限」という。）が始まったことにより当該育児休業申出に係る育児休業をすることができる期間（以下「育児休業期間」という。）が終了した場合であって、当該産前産後の就業制限中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子のすべてが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 死亡したとき。

(2) 養子となったことその他の事情により当該職員等と同居しなくなったとき。

ロ 育児休業申出をした職員等について、新たな育児休業期間又は出生時育児休業期間（以下「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の休業に係る子のすべてが、イの(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

ハ 育児休業申出をした職員等について、第 24 条の規定により介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る家族が死亡するに至ったとき、又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る家族と介護休業の申出をした職員等との親族関係が消滅するに至ったとき。

ニ 配偶者が死亡したとき。

ホ 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

ヘ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったとき。

ト この項の規定による申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

チ この項の規定による申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（育児休業申出があった場合における理事長の義務等）

第 5 条 理事長は、職員等からの育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して 1 月を経過する日（以下この項において「1 月経過日」という。）前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該 1 月経過日（当該育児休業申出があった日までに、次に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該育児休業申出があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 配偶者が死亡したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。

四 配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。

五 育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

2 理事長は、育児休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該育児休業申出をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 育児休業申出の日より後に当該育児休業申出に係る子が出生したときは、当該育児休業申出をした職員等は、出生後 2 週間以内に、当該子の氏名、生年月日及び育児休業をしようとする職員等との続柄を理事長に届け出なければならない。

4 理事長は、前条の規定による育児休業申出、次条の規定による育児休業開始予定日の変更の申出、第 7 条の規定による育児休業申出の撤回の申出、又は第 8 条の規定による育児休業終了予定日の変更の申出がなされた場合には、次に掲げる事項を職員等に速やかに（第 1 項又は次条第 2 項の規定により育児休業開始予定日を理事長が指定する場合にあっては、当該指定する日（その日が当該育児休業申出又は当該育児休業開始予定日の変更の申出があった日の翌日から起算して 3 日を経過する日後の日である場合にあっては、当該 3 日を経過する日）まで）通知しなければならない。

一 育児休業申出、育児休業開始予定日の変更の申出、育児休業申出の撤回の申出、又は育児休業終了予定日の変更の申出を受けた旨

二 育児休業開始予定日（第 1 項又は次条第 2 項の規定により理事長が指定をする場合にあっては、当該指定する日）及び育児休業終了予定日（第 8 条第 1 項の規定により育児休業終了予定日が変更された場合は、変更後の育児休業終了予定日）

三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

（育児休業開始予定日の変更）

第 6 条 育児休業申出をした職員等は、当該育児休業申出により育児休業開始予定日とした日（前条第 1 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、理事長が指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、前条第 1 項各号に掲げる事由が生じた場合は、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、育児休業開始予定日を当該育児休業申出につき 1 回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 理事長は、前項の規定による職員等からの申出があった場合において、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた

日（前条第 1 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該理事長の指定した日。）以後の日である場合にあっては、当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該職員等に係る育児休業開始予定日として指定することができる。

（育児休業申出の撤回等）

第 7 条 育児休業申出をした職員等は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日（第 5 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該指定された日、前条第 1 項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業開始予定日とされた日。第 3 項において同じ。）の前日までは、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、当該育児休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定により育児休業申出を撤回した職員等は、第 4 条第 1 項第 2 号の規定の適用において、当該育児休業申出に係る育児休業をしたものとみなす。

3 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日の前日までに、次の各号に掲げる事情が生じた場合は、当該育児休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、当該育児休業申出をした職員等は、当該事情の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

一 育児休業申出に係る子が死亡したこと。

二 育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。

三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした職員等と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 育児休業申出をした職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が 3 歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

（育児休業終了予定日の変更）

第 8 条 育児休業申出をした職員等は、育児休業申出書により理事長に育児休業終了予定日の 1 箇月前までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 前項の規定による育児休業終了予定日の変更は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事情が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日を再度変更しなければその養育に著しい支障が生じる場合を除き、当該育児休業申出につき 1 回に限るものとする。

(育児休業終了予定日の変更に係る特例)

第9条 育児休業申出をした職員等は、次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当該職員等の代替要員を採用していない場合に限り、理事長に育児休業終了希望日の1箇月前までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を当該育児休業終了予定日とされた日前の日に変更することができる。

一 当該育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、その実施が決定したとき。

二 その他育児休業申出時に予測できなかった事由が生じたとき。

2 前項の規定による育児休業終了予定日の変更は、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日を再度変更しなければその養育に著しい支障が生じる場合を除き、当該育児休業申出につき1回に限るものとする。

(育児休業期間の終了)

第10条 育児休業終了予定日(第8条第1項及び前条第1項の規定により変更された場合は、変更後の育児休業終了予定日)とされる日の前日までに次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、当該事情が生じた日(第6号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了するものとする。

一 育児休業申出に係る子が死亡したこと。

二 育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。

三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした職員等と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 育児休業申出をした職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が3歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

五 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、当該育児休業申出に係る子が3歳に達したこと。

六 育児休業申出をした職員等が産前産後の就業制限、介護休業、出生時育児休業又は新たな育児休業を始めたこと。

2 前項第1号から第4号の事情が生じたときには、育児休業申出をした職員等は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(出生時育児休業申出の手続き等)

第11条 職員等は、出生時育児休業をしようとする期間の初日(以下「出生時育児休業開

始予定日」という。)及び末日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)等を記載した出生時育児休業申出書により理事長に出生時育児休業開始予定日の2週間前までに申し出ること(以下、「出生時育児休業申出」という。)により、出生時育児休業をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申し出ることはいない。

- 一 労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で出生時育児休業をすることができないものとして定められた職員等であるとき。
- 二 出生時育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間(当該子を養育していない期間を除く。)内に2回(2回に分割して取得する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申し出を拒む場合がある。)の出生時育児休業をしたとき。
- 三 出生時育児休業に係る子の出生の日(出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)以後に出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする、第16条第1項第6号に同じ。)が28日に達しているとき。

(出生時育児休業申出があった場合における理事長の義務等)

第12条 理事長は、職員等からの出生時育児休業申出があった場合において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日(以下この項において「2週間経過日」という。)前の日であるときは、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日(当該出生時育児休業申出があった日までに、次に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日)までの間のいずれかの日を当該出生時育児休業開始予定日として指定することができる。

- 一 出産予定日前に子が出生したこと。
- 二 配偶者が死亡したこと。
- 三 配偶者が負傷又は疾病により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- 四 配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
- 五 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 六 出生時育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

2 理事長は、出生時育児休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該出生時育児休業申出をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。

- 3 出生時育児休業申出の日より後に当該出生時育児休業申出に係る子が出生したときは、当該出生時育児休業申出をした職員等は、出生後 2 週間以内に、当該子の氏名、生年月日及び出生時育児休業をしようとする職員等との続柄を理事長に届け出なければならない。
- 4 理事長は、前条の規定による出生時育児休業申出、次条の規定による出生時育児休業開始予定日の変更の申出、第 14 条の規定による出生時育児休業申出の撤回の申出、又は第 15 条の規定による出生時育児休業終了予定日の変更の申出がなされた場合には、次に掲げる事項を職員等に速やかに（第 1 項又は次条第 2 項の規定により出生時育児休業開始予定日を指定する場合にあっては、当該指定する日（その日が当該出生時育児休業申出又は当該出生時育児休業開始予定日の変更の申出があった日の翌日から起算して 3 日を経過する日後の日である場合にあっては、当該 3 日を経過する日）まで）通知しなければならない。
- 一 出生時育児休業申出、出生時育児休業開始予定日の変更の申出、出生時育児休業申出の撤回の申出、又は出生時育児休業終了予定日の変更の申出を受けた旨
 - 二 出生時育児休業開始予定日（第 1 項又は次条第 2 項の規定により理事長が指定をする場合にあっては、当該指定する日）及び出生時育児休業終了予定日（第 15 条の規定により出生時育児休業終了予定日が変更された場合は、変更後の出生時育児休業終了予定日）
 - 三 出生時育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

（出生時育児休業開始予定日の変更）

- 第 13 条** 出生時育児休業申出をした職員等は、当該出生時育児休業申出により出生時育児休業開始予定日とした日（前条第 1 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、理事長が指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、前条第 1 項各号に掲げる事由が生じた場合は、出生時育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日を当該出生時育児休業申出につき 1 回に限り当該出生時育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 理事長は、前項の規定による職員等からの申出があった場合において、当該出生時育児休業申出に係る変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、当該出生時育児休業申出に係る変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該出生時育児休業申出に係る変更前の出生時育児休業開始予定日とされていた日（前条第 1 項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該理事長の指定した日。）以後の日である場合にあっては、当該出生時育児休業申出に係る変更前の出生時育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該職員等に係る出生時育児休業開始予定日として

指定することができる。

(出生時育児休業申出の撤回等)

第14条 出生時育児休業申出をした職員等は、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日（第12条第1項又は前条第2項の規定による理事長の指定があつた場合にあつては、当該指定された日、前条第1項の規定により出生時育児休業開始予定日に変更された場合にあつては、その変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。第3項において同じ。）の前日までは、出生時育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、当該出生時育児休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定により出生時育児休業申出を撤回した職員等は、第11条第1項第2号の規定の適用において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業をしたものとみなす。

3 出生時育児休業申出がされた後出生時育児休業開始予定日の前日までに、次の各号に掲げる事情が生じた場合は、当該出生時育児休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、当該出生時育児休業申出をした職員等は、当該事情の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

一 出生時育児休業申出に係る子が死亡したこと。

二 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。

三 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした職員等と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 出生時育児休業申出をした職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

(出生時育児休業終了予定日の変更)

第15条 出生時育児休業申出をした職員等は、出生時育児休業申出書により理事長に出生時育児休業終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、当該出生時育児休業に係る出生時育児休業終了予定日を1回に限り当該出生時育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(出生時育児休業期間の終了)

第16条 出生時育児休業終了予定日（前条の規定により変更された場合は、変更後の出生時育児休業終了予定日）とされる日の前日までに次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、出生時育児休業期間は、当該事情が生じた日（第7号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了するものとする。

- 一 出生時育児休業申出に係る子が死亡したこと。
 - 二 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
 - 三 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした職員等と当該子とが同居しないこととなったこと。
 - 四 出生時育児休業申出をした職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
 - 五 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、当該出生時育児休業申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して 8 週間を経過したこと。
 - 六 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数が 28 日に達したこと。
 - 七 出生時育児休業申出をした職員等が産前産後の就業制限、介護休業、育児休業又は新たな出生時育児休業を始めたこと。
- 2 前項第 1 号から第 4 号の事情が生じたときには、出生時育児休業申出をした職員等は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

（職務復帰）

第 17 条 第 10 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に該当することにより育児休業が終了したとき又は育児休業期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（育児休業中の身分等）

第 18 条 育児休業をしている職員等は、職員等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第 2 節 育児部分休業及び育児短時間勤務

（育児部分休業申出の手続等）

第 19 条 職員等は、育児部分休業をしようとする期間の初日（以下「育児部分休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児部分休業終了予定日」という。）等を記載した育児部分休業申出書により理事長に育児部分休業開始予定日の 1 箇月前までに申し出ること（以下「育児部分休業申出」という。）により、育児部分休業をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で育児部分休業をすることができな

いものとして定められた職員等は、申し出ることができない。

- 2 理事長は、育児部分休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該育児部分休業申出をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。

(育児短時間勤務申出の手続等)

第20条 職員等は、育児短時間勤務をしようとする期間の初日（以下「育児短時間勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「育児短時間勤務終了予定日」という。）等を記載した育児短時間勤務申出書により理事長に育児短時間勤務開始予定日の1箇月前までに申し出ること（以下「育児短時間勤務申出」という。）により、育児短時間勤務をすることができる。ただし、当該育児短時間勤務申出に係る子について既に育児短時間勤務をしたことがある場合には、当該育児短時間勤務終了の日から起算して1年を経過するまでは、申し出ることができない。

- 2 前項ただし書きは、第4条第1項第2号ただし書きを準用し、育児短時間勤務申出をできる場合には、適用しない。
- 3 理事長は、育児短時間勤務申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該育児短時間勤務申出をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。

(育児部分休業及び育児短時間勤務に関する変更等の手続)

第21条 育児部分休業申出又は育児短時間勤務申出をした職員等は、育児部分休業開始予定日又は育児短時間勤務開始予定日とした日の前日までに、育児部分休業申出書又は育児短時間勤務申出書により理事長に申し出ることにより、育児部分休業開始予定日又は育児短時間勤務開始予定日を当該育児部分休業申出又は当該育児短時間勤務申出につき1回に限り当該育児部分休業開始予定日又は当該育児短時間勤務開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、育児部分休業申出又は育児短時間勤務申出の撤回等について準用する。この場合において、「育児休業」とあるのは「育児部分休業」又は「育児短時間勤務」と、「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」と読み替える。
- 3 育児部分休業申出又は育児短時間勤務申出をした職員等は、育児部分休業申出書又は育児短時間勤務申出書により理事長に育児部分休業終了予定日又は育児短時間勤務終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、育児部分休業終了予定日又は育児短時間勤務終了予定日を当該育児部分休業申出又は当該育児短時間勤務申出につき1回に限り当該育児部分休業終了予定日又は育児短時間勤務終了予定日とされた日後の日に変更することができる。
- 4 育児部分休業申出又は育児短時間勤務申出をした職員等は、当該育児部分休業又は当該育児短時間勤務の終了について業務上支障が無い場合に限り、育児部分休業申出書又は育

児短時間勤務申出書により育児部分休業終了希望日又は育児短時間勤務終了希望日の 2 週間前までに理事長に申し出ることにより、育児部分休業終了予定日又は育児短時間勤務終了予定日を当該育児部分休業申出又は当該育児短時間勤務申出につき 1 回に限り当該育児部分休業終了予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 5 第 10 条の規定は、育児部分休業又は育児短時間勤務期間の終了について準用する。この場合において、「育児休業」とあるのは「育児部分休業」又は「育児短時間勤務」と、「3 歳」とあるのは「小学校就学の始期」と、「又は新たな育児休業」とあるのは「育児休業、育児短時間勤務又は新たな育児部分休業」又は「育児休業、育児部分休業又は新たな育児短時間勤務」と読み替える。

（他の休暇との関係）

- 第 22 条 理事長は、職員等が育児部分休業をしている期間において、職員就業規則第 26 条若しくは任期付職員就業規則第 26 条に規定する年次有給休暇（以下「年次有給休暇」という。）を申し出る場合、職員就業規則第 29 条若しくは任期付職員就業規則第 29 条に規定する特別休暇（以下「特別休暇」という。）又は職員就業規則第 30 条若しくは任期付職員就業規則第 30 条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）を請求する場合には、当該申出又は請求に係る日の育児部分休業を取り消さなければならない。
- 2 前項の取消手続は、年次有給休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、育児部分休業を取り消されたものとして取り扱う。

第 3 節 早出遅出勤務

（育児を行う職員等の早出遅出勤務の請求手続等）

- 第 23 条 職員等は、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）等を記載した早出遅出勤務請求書により理事長にあらかじめ請求を行うことにより、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で早出遅出勤務をすることができないものとして定められた職員等は、請求することができない。
- 2 前項の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の正常な運営への支障の有無について、速やかに当該請求をした職員等に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合においては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員等に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の規定による請求について、その事情を確認する必要があると認める

ときは、当該請求をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。

- 4 第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - 一 当該請求に係る子が死亡したこと。
 - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員等の子でなくなったこと。
 - 三 当該請求をした職員等が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
- 5 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合に、第1項の規定による請求は、当該事情が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 6 第4項及び前項の場合において、第1項の規定による請求をした職員等は、第4項各号に掲げる事情の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。
- 7 第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第3章 介護休業等

第1節 介護休業

(介護休業申出の手続等)

- 第24条** 職員等は、介護休業の申出に係る家族が要介護状態にあること及び当該家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、介護休業をしようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）等を記載した介護休業申出書により介護休業開始予定日の2週間前までに理事長に申し出ること（以下「介護休業申出」という。）により、介護休業をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であつて、当該労使協定で介護休業をすることができないものとして定められた職員等は、介護休業を申し出ることができない。

(介護休業申出があつた場合における理事長の義務等)

- 第25条** 理事長は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があつた日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。
- 2 理事長は、介護休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。
 - 3 理事長は、前条の規定による介護休業の申出、次条の規定による介護休業の撤回又は変更の申出がなされた場合には、次に掲げる事項を職員等に速やかに（第1項の規定によ

り介護休業開始予定日を指定する場合にあっては、介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して 3 日を経過する日後の日である場合にあっては、当該 3 日を経過する日）まで）通知しなければならない。

- 一 介護休業申出、介護休業撤回又は変更の申出を受けた旨
- 二 介護休業開始予定日（第 1 項の規定により指定をする場合にあっては、当該理事長の指定する日）及び介護休業終了予定日（次条の規定により介護休業終了予定日が変更された場合は、変更後の介護休業終了予定日）
- 三 介護休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

（介護休業の撤回及び変更）

第 26 条 介護休業申出をした職員等は、介護休業申出書によりあらかじめ理事長に申し出るにより、当該介護休業申出を撤回又は変更することができる。

（介護休業期間の終了）

第 27 条 介護休業終了予定日（前条の規定により変更された場合は、変更後の介護休業終了予定日とする。）とされる日の前日までに次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、当該事情の生じた日（第 4 号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

- 一 介護休業申出に係る家族が死亡したこと。
 - 二 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る家族と当該介護休業申出をした職員等との親族関係が消滅したこと。
 - 三 介護休業申出をした職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る家族について介護休業開始予定日から通算して 6 箇月を経過する日までの間、当該介護休業に係る家族を介護することができない状態になったこと。
 - 四 介護休業申出をした職員等が、産前産後の就業制限、育児休業、育児部分休業、介護部分休業、介護時間又は新たな介護休業を始めたこと。
- 2** 前項第 1 号から第 3 号の事情が生じたときには、介護休業申出をした職員等は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

（職務復帰）

第 28 条 前条第 1 項各号に該当することにより介護休業が終了したとき又は介護休業期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（介護休業中の身分等）

第 29 条 介護休業をしている職員等は、職員等としての身分を保有するが、職務に従事し

ない。

第2節 介護部分休業

(介護部分休業の申出の手続等)

第30条 職員等は、介護部分休業をしようとする期間の初日（以下「介護部分休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護部分休業終了予定日」という。）等を記載した介護休業申出書により介護部分休業開始予定日の2週間前までに理事長に申し出ることにより、介護部分休業をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で介護部分休業をすることができないものとして定められた職員等は、申し出ることができない。

2 理事長は、介護部分休業申出について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。

(介護部分休業に関する変更等の手続)

第31条 介護部分休業の申出をした職員等は、介護部分休業開始予定日とした日の前日までに、介護休業申出書により理事長に申し出ることにより、介護部分休業開始予定日を1回に限り当該介護部分休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 介護部分休業の申出をした職員等は、介護休業申出書をあらかじめ理事長に提出することにより、当該介護部分休業の申出を撤回又は変更することができる。

3 第27条の規定は、介護部分休業の終了について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「介護部分休業」と、「介護部分休業、介護時間又は新たな介護休業」とあるのは「新たな介護部分休業、介護休業又は介護時間」と読み替える。

(他の休暇との関係)

第32条 理事長は、職員等が介護部分休業をしている期間において、年次有給休暇を申し出る場合、特別休暇又は病気休暇を請求する場合には、介護部分休業を取り消さなければならない。

2 前項の取消手続は、年次有給休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、当該請求に係る日の介護部分休業を取り消されたものとして取り扱う。

第3節 介護時間

(介護時間の申出の手続等)

第 33 条 職員等は、介護時間を取得しようとする期間の初日（以下「介護時間開始予定日」という。）及び末日（以下「介護時間終了予定日」という。）等を記載した介護時間申出書により介護時間開始予定日の 2 週間前までに理事長に申し出ることにより、介護時間を取得することができる。

2 理事長は、介護時間について、その事情を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。

（介護時間に関する変更等の手続）

第 34 条 介護時間の申出をした職員等は、介護時間開始予定日とした日の前日までに、介護時間申出書により理事長に申し出ることにより、介護時間開始予定日を 1 回に限り当該介護時間開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 介護時間の申出をした職員等は、介護時間申出書をあらかじめ理事長に提出することにより、当該介護時間の申出を撤回又は変更することができる。

3 第 27 条の規定は、介護時間の終了について準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「介護時間」と、「通算」とあるのは「起算」と、「6 箇月」とあるのは「3 年（介護休業及び介護部分休業と重複する期間を除く。）」と、「（「介護部分休業、介護時間又は新たな介護休業」とあるのは「新たな介護時間、介護休業又は介護部分休業」と読み替える。

（他の休暇との関係）

第 35 条 理事長は、職員等が介護時間を取得している期間において、年次有給休暇を申し出る場合、特別休暇又は病気休暇を請求する場合には、介護時間を取り消さなければならない。

2 前項の取消手続は、年次有給休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、当該請求に係る日の介護時間を取り消されたものとして取り扱う。

第 4 節 早出遅出勤務

（介護を行う職員等の早出遅出勤務の請求手続等）

第 36 条 職員等は、早出遅出勤務期間について、その早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日等を記載した早出遅出勤務請求書により理事長にあらかじめ請求を行うことにより、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をすることができる。ただし、労使協定を締結した場合であって、当該労使協定で早出遅出勤務をすることができないものとして定められた職員等は、請求することができない。

2 前項の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の正常な運営の支障の

有無について、速やかに当該請求をした職員等に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員等に対しその旨を通知しなければならない。

- 3 理事長は、第1項の請求に係る事情について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員等に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - 一 当該請求に係る要介護状態にある家族が死亡したこと。
 - 二 要介護状態にある家族と当該請求をした職員等の親族関係が消滅したこと。
- 5 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかの事情が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事情が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 6 前項の場合において、職員等は遅滞なく、第4項各号の事情が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 7 第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第4章 所定外、時間外及び深夜勤務の制限

(所定外勤務の制限)

第37条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員等が当該家族を介護するために請求した場合には所定外勤務をさせてはならない。

(時間外勤務の制限)

第38条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員等が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1箇月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。

(深夜勤務の制限)

第39条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員等が当該家族を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間（以下この条において「深夜」という。）において勤務をさせてはならない。た

だし、職員等の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、当該請求に係る深夜において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合は、育児のための深夜勤務の制限を請求することができない。

- 一 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1箇月について3日以下の者を含む。）であるとき。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないとき。
- 三 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないとき。

第5章 雑則

（給与の取扱い）

第40条 育児休業等、介護休業等に係る給与の取扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（平18規程第10号）で定める。

改正附則（平成20年11月12日）

（施行期日）

第1条 この規程は、公布の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所育児休業、介護休業等に関する規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

改正附則（平成22年6月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、公布の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所育児休業、介護休業等に関する規程の規定は、平成22年6月30日から適用する。

改正附則（平成23年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成 26 年 3 月 14 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 28 年 12 月 26 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 30 年 3 月 15 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 2 年 3 月 16 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 3 年 1 月 27 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 1 月 27 日から施行する。

改正附則（令和 4 年 9 月 30 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 5 年 3 月 30 日）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 7 年 3 月 15 日）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。